

お知らせ

福岡県特定最低賃金改定

特定最低賃金

製鉄業
製鋼・製鋼圧延業
鋼材製造業

1時間 **1,010円**

電子部品・デバイス・電子回路
電気機械器具
情報通信機械器具製造業

1時間 **977円**

自動車(新車)小売業

1時間 **987円**

輸送用機械器具
製造業

1時間 **987円**

効力発生日 令和4年12月10日

百貨店,総合スーパー

1時間 **900円**

効力発生日 令和4年10月8日

※百貨店,総合スーパーについては、令和4年の金額改正はなく、令和4年10月8日からは福岡県最低賃金(1時間900円)が適用されます

※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間900円)が適用されます

☎ 福岡労働局労働基準部賃金室 ☎ 092-411-4578

お知らせ

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)の案内

労働者の知識・技能の向上に
活用してください

「人への投資促進コース」とは

- 雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。
- 自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します。



- ★訓練内容や実施目的に応じたメニューがあります。
- ★助成金の支給には要件があります。詳しくはホームページで確認するか、福岡労働局助成金センターまでお問い合わせください。



☎ 福岡労働局 福岡助成金センター ☎ 092-411-4701

お知らせ

令和5年度障害者雇用納付金制度事務説明会を開催します

申告申請方法が変わります

令和5年度から新電子申告申請システムの運用を開始するため、WEBで申告申請する方法が変わります。障害者手帳等の添付書類もWEBで提出できるようになります。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部では、令和5年度申告申請に係る障害者雇用納付金制度事務説明会を開催します。

経験者向け、初めて申告していただく担当者向けそれぞれ内容を変えて、詳しく説明します。個別相談も受け付けます。ぜひ参加してください。

☎ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
高齢・障害者業務課

☎ 092-718-1310 ☎ 092-718-1314



場所 久留米リサーチパーク研修室A
久留米市百年公園1-1 TEL 0942-37-6111

日時 令和5年2月22日(水)
①10:00~12:00(経験者向け)
②13:30~16:00(初めての方向け)
令和5年3月13日(月)
③10:00~12:00(経験者向け)
④13:30~16:00(初めての方向け)
他の地域会場でも実施します。

その他 ●WEBでの申告申請方法を中心に説明します。
●報奨金対象事業主の方には②、④の説明時に併せて実施します。
●詳細は、支部HPで確認してください。